

(第 1 号様式別紙)

オプション利用にかかる確認事項

(オプション利用料)

- 1 オプション利用料とは、登録事業者がオプションを実施するために支払う、以下に掲げる費用をいう。

オプション	金額 (税別)	内容
A	70,000 円	登録事業者が手掛けた既存住宅に関する事例を、市民に対する回覧やチラシ等に掲載する。
B	45,000 円	登録事業者が手掛けた既存住宅に関する事例を、京都市が実施する事業のホームページに掲載する。

(利用手続)

- 2 申込者のうち、申込内容が適当と認める者（以下「適格者」という。）の数が、募集の数を超える場合においては、募集期間終了後に、適格者のうちから抽選によりオプションの利用者（以下「利用者」という。）を決定する。
- 3 京都市は、前項に定める抽選に基づいて利用者を決定する場合において、利用者の他に順位を決めて補欠者を定めることができる。
- 4 補欠者は、利用者がオプションの利用を辞退した場合又はオプション利用料を納付しない場合、順位に従い利用者となる。また、次回以降の募集において、優先して利用者となる。
- 5 京都市は、利用者に対して、募集期間終了日から 14 日以内に、申込みを受理した旨を通知する。
- 6 京都市は、申込の内容が不適当と認める場合、第 2 項に定める抽選に漏れた者又は補欠者に対して、募集期間終了日から 14 日以内に、その理由を示して、その旨を通知する。
- 7 第 5 項に定める申込みを受理した旨の通知を受けた者は、第 1 項に掲げるオプション利用料を、本市から送付される納入通知書により、請求を受けた日から 30 日以内に支払わなければならない。期限までに、オプション利用料を納付しないときは、申込みの受理を取り消す。
- 8 領収書は、前項に規定する納入通知書のうち領収書をもって代える。
- 9 既納のオプション利用料は返金を行わない。ただし、市長が認める場合はその限りではない。